

## ◆ 令和 2 年度農地利用状況調査実施方針

- 1 農地利用最適化推進委員が中心となって登米市全域の農地を調査する。
- 2 調査期間は 8 月 13 日～9 月末日までとする。
- 3 農地利用最適化推進委員の担当区域ごとに班編成（～4 人体制）により調査する。
- 4 重点調査農地は前年度調査で次の判定となっているものとする。
  - ・ 5 判定（再生利用が可能な荒廃農地）
  - ・ 6 判定（山林原野化し再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）
  - ・ 9 判定（違反転用）
  - ・ 2-5 判定（一部が再生利用が可能な荒廃農地、低利用な農地）
  - ・ 2-6 判定（一部が再生利用が困難な荒廃農地）
  - ・ 前年度調査で「再生」と判定された農地
  - ・ 農地台帳の現況地目が「雑種地」(※1)となっている農地
  - ・ 中間管理機構を通し転貸した農地
  - ・ 台風 19 号の影響を受けた農地
- 5 確実に写真撮影を行う。（5・6・9・2-5・2-6 判定したもの。）
- 6 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(※2)を同時に実施する。
  - ・ A 分類（再生利用が可能な荒廃農地） [= 5 判定]
  - ・ B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地） [= 6 判定]
  - ・ ア判定（営農再開）
  - ・ イ判定（基盤整備後営農再開）
  - ・ ウ判定（保全管理）

※1 雑種地とは資材置場、駐車場など

※2 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」とは、農林水産省が定める「荒廃農地の発生・解消に関する調査要領」に基づき、農地法第 30 条第 1 項に規定する「利用状況調査」と併せて実施する調査。